

条 例

埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十一号

埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例

埼玉県児童相談所設置条例（平成十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一項の表埼玉県南児童相談所の項の次に次のように加える。

埼玉県朝霞 児童相談所	朝霞市	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市 入間郡のうち三芳町
----------------	-----	---

第一項の表埼玉県川越児童相談所の項所管区域の欄中「、富士見市」及び「、日高市、ふじみ野市」を削り、「入間郡」の下に「（三芳町を除く。）」を加え、同表埼玉県所沢児童相談所の項所管区域の欄中「朝霞市、志木市、和光市、新座市」を「日高市」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。